

騒音に係る特定施設一覧表

(法第二条関係、施行令第一条、別表第一)

1	金属加工機械	
	イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ	せん断機（原動機の定格出力33.75kW以上）
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。）
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機 ※（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）及び 送風機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
鳥※	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機	
	イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	
	イ	ドラムバーガー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ハ	碎木機
	ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力の合計が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力の合計が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る。）
ヘ	かんな盤（原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限る。）	
8	抄紙機	
9	印刷機械 （原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型製造機 （ジョルト式のものに限る。）	

※…冷凍機の圧縮機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。（ただし、冷凍機及びエアコン室外機の送風機については原動機の定格出力が7.5キロワット以上の場合、騒音規制法による特定施設の届出が必要。）

鳥※…鳥取県公害防止条例の特定施設。専用の様式での届出が必要
(参考)

- ・ 1馬力（仏馬力PS）は0.7355kW、1馬力（英馬力HP）は、0.7455kWに相当するものとして取り扱う。
特に指定がない場合は、仏馬力を用いる。
- ・ 1重量トン（t）は、9.80665kNに相当するものとして取り扱う。
例：29.98重量トン=294kN

振動に係る特定施設一覧表

(法第二条関係、施行令第一条、第三条関係、別表第一)

1	金属加工機械	
	イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ	機械プレス
	ハ	せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ	鍛造機
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機 ※（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）	
	コンクリート管製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
	コンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバーガー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
7	印刷機械 （原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型製造機 （ジョルト式のものに限る。）	

※…冷凍機の圧縮機を除く（環大特154号>第3特定工場等に関する規制に関する事項>1特定施設（2）令別表第1第2号の圧縮機には、冷凍機に用いるものは含まれないこと。）。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類される。

（参考）

- ・ 1馬力（仏馬力PS）は0.7355kW、1馬力（英馬力HP）は、0.7455kWに相当するものとして取り扱う。
 例：1.02PS=0.75kW、3.06PS=2.25kW、5.03PS=3.7kW、10.2PS=7.5kW
 例：1.01HP=0.75kW、3.02HP=2.25kW、4.97HP=3.7kW、10.1HP=7.5kW
 特に指定がない場合は、仏馬力を用いる。
- ・ 1重量トン（t）は、9.80665kNに相当するものとして取り扱う。
 例：29.98重量トン=294kN